

後見制度支援預金規定

後見制度支援預金（以下、「この預金」といいます。）につきましては、普通預金規定、無利息普通預金規定、定額自動送金約定（以上の規定・約定を「関連規定」といいます。）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱いいたします。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第1条 後見制度支援預金

1. この預金は、成年後見制度において預金者（被後見人）の財産を保護するため、預金者の後見人に対し、奈良家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
2. この預金口座は、第5条第2項第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第2号および第3号のいずれか一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
3. この預金は、預金者の既取引店のみの取扱いとします。
4. この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
5. 後見人は、預金者のために必要が生じた場合、奈良家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
6. 指示書に基づき定額自動送金を行う場合は、別途、定額自動送金規定に基づく「定額自動送金」の利用申込が必要です。
7. この預金は、指示書を添付している場合に限り、後見人が次の各号に掲げる取引を行うことができます。
 - ① この預金からの払戻し
 - ② この預金の解約
 - ③ この預金への「定額自動送金」の申込および「定額自動送金」の変更・解約
8. 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、お取引をお断りすることがあります。

第2条 預金の払戻し

1. この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出印の印章により記名押印して通帳および指示書原本とともに提出してください。
2. 前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、後見人についての当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあ

ります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. この預金口座は、指示書に基づく定額自動送金を除き、各種料金等の自動支払いはできません。

第3条 届出事項の変更・通帳の再発行等

1. 通帳や印章を失ったとき、預金者または後見人の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、後見人により直ちに当行所定の方法により届出てください。
2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
5. 奈良家庭裁判所の審判により、後見人の資格喪失および新たに後見人が選任された場合は、新たな後見人により、直ちに氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。被後見人について、同家庭裁判所の審判により、補助人・保佐人・任意後見監督人が選任された場合も同様に届出てください。
6. 奈良家庭裁判所の審判により、預金者の後見開始の審判の取消が確定した場合は、預金者または後見人により、直ちに当行所定の方法により届出てください。
7. 預金者が死亡した場合は、後見人または預金者の相続人により、直ちに当行所定の方法により届出てください。

第4条 各種取引の制限

この預金は次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) 本預金附帯の各種カードの申込
- (3) ATMでの支払取引
- (4) インターネットバンキングのご利用
- (5) 照合表口等の無通帳口座の申込
- (6) この預金からの各種料金等の自動支払

第5条 解約・強制解約事由

1. この預金口座を解約する場合は、指示書をご提出いただき、当行所定の手続を行ってください。
ただし、預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合は、奈良家庭裁判所の指示書の提出は不要です。
2. 次の各号に該当する場合、当行はこの預金契約を解約できるものとします。
なお、本項による解約を行った場合、解約を行った事実および解約事由を奈良家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
 - ① 預金者死亡等により、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ② 預金者または後見人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれか一にでも該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者または後見人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
 - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

第6条 「定額自動送金」の附帯・対象取引

1. お客さまは、指示書に定額自動送金の設定を許容する文言がある場合、指示書の提出と当行所

定の手続を行うことにより、この預金に「定額自動送金」を附帯させることができます。

2. 「定額自動送金」で指定する送金額、送金月、送金日は、指示書で認められた内容でのみ指定できます。なお、受取口座は預金者本人の当行本支店口座のみ指定可能です。
3. 送金額、送金月、送金日、受取口座の変更のほか、定額自動送金をとりやめる場合は、指示書に加え、当行所定の手続を直ちに行ってください。お届出前の送金については、当行に過失がある場合を除き、当行はその責を負いません。
4. 次に掲げる場合、この預金の附帯サービスである「定額自動送金」は自動的に解約されたものとして処理いたします。また、「定額自動送金」は、やむを得ない事由があると認められる場合にはいつでも当行から解約できるものとし、解約通知は省略させていただきます。
 - ① 送金期間の満了
 - ② この預金口座の解約

第7条 口座開設手数料

1. この預金のお取扱いにあたっては、口座開設手数料をいただきます。
2. 口座開設手数料は、この預金口座開設時に一括前払いでお引落しさせていただきます。